

道頓堀川水辺協議会（西区間）傍聴要領

この要領は、道頓堀川水辺協議会運営規則第5条の規定に基づき、道頓堀川水辺協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

1 傍聴手続

- (1) 委員は、会議の開催予定日の前日正午までに、事務局まで傍聴者の住所及び氏名を報告し、協議会の会長の許可を得てください。ただし、会議の開催予定日の前日が休日に当たるときは、さらにその前日（休日でない日）とします。
- (2) 傍聴者の申込みが定員を超えた場合は、事務局により抽選を行います。
- (3) 傍聴者が会議で知り得た内容について、公開している情報以外は外部に漏洩することの無いよう願います。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、協議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。